

木造住宅総合耐震支援事業

～大切な家族の命と財産を守るために必要なこと～

うちは大丈夫、そう過信していませんか？

- 危険1** 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災の経験などから、地震に弱いと考えられています
 - 平成23年東北地方太平洋沖地震では、内陸部だけで約1,500戸の住宅が半壊以上の被害を受けております
- 危険2** 住宅が倒壊したら・・・
- あなただけではなく、大切な家族を失う可能性もあります
 - 命は助かって、財産を失う可能性もあります
 - 避難所生活が長くなり、普通の生活に戻るのに時間がかかる
 - 倒壊し、さらに火事になれば、ご近所の方にも迷惑がかかるかも
- 危険3** 地震予測は発展途上
- 短周期（キラパルス）の地震動が起きれば、木造住宅は共振現象を引き起こし、予想以上の被害が発生する場合がありますと言われております。震度だけで、被害を免れるものではありません。
 - 平成23年東北地方太平洋沖地震は、このキラパルスが少なかったため、倒壊が少なかったと言われております。

どうせ耐震改修をする気はないから、耐震診断しても無駄だと思いませんか？

耐震診断のメリット、こんなにあります！

- 耐震診断をすれば、建物がどう弱いのか分かるので、寝室の場所や地震が起きたときの避難するときの目安になります。
 - 耐震診断結果が分かれば、略算式で耐震改修工事費の概算が分かります。
- $$\text{耐震改修工事費 (円)} = 27,000 \text{ 円/評点} \cdot \text{m}^2 \times \left(\frac{\text{耐震改修後の評点 (目標)}}{1.0} - \frac{\text{耐震改修前の評点}}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)}} \right)$$
- 耐震改修工事費用の目安がわかれば、将来の住宅をどうするか、検討する材料になります。例えば、耐震性能が低く、耐震改修費用が相当かかるとなれば、移転や除却を検討できます。相続後に除却して譲渡すれば税制特例も受けられます。
 - 自宅の平面図も作成できるから、リフォームを行う場合、役に立ちます。
 - 建物の劣化状況を調査するから、補修をするときの参考になります。
 - 耐震診断の結果、耐震性能が高ければ、地震保険の割引制度もあります。
 - 宅地建物取引をする場合、重要事項説明として耐震診断の有無が加えられています。建物を売買するときに役に立ちます。

耐震診断、相談員派遣、耐震改修の支援を受けたい場合

問合せと申込み先：釜石市都市計画課 Tel 0193-27-8435

支援～お得な制度～

1
耐震診断

自己負担 約3,000円

要件

2
相談員派遣

無料

要件

3
耐震改修

最大100万円補助

要件

大地震で倒壊の可能性がある場合

自分で頼めば高いけど、この価格で耐震診断できるのはお得

無料で、相談に乗ってくれるから気軽に受けられるね

どこの事務所に補強設計、工務店に工事を依頼すれば良いかわからない場合は、若手県HPで公開している「いわて木造住宅耐震改修事業者登録事業者一覧」を参考に

～市町村から、耐震診断士を派遣～

所有している住宅の地震に対する強さが数字で分かります！

～県で登録した相談員を派遣～

耐震診断結果の詳しい説明、耐震改修工事の相談が出来ます！耐震改修の補強案と概算工事費の目安も分かります！

～耐震改修費用の軽減～

耐震改修工事費の5分の4を補助します！

□戸建て住宅（条件付で併用及び兼用住宅を適用できる場合有）

□昭和56年5月31日以前に着工（その後増築をした場合は、適用外となる場合有）

□木造（在来軸組工法又は伝統工法）、2階建て以下

□過去に耐震診断を受けていない住宅

□上記の住宅を所有している方

□市町村が派遣した耐震診断士派遣事業を受けた方

□耐震診断の結果、大地震で倒壊の可能性がある場合（判定値が1.0未満の場合）

□戸建て住宅

□昭和56年5月31日以前に着工（その後増築をした場合は、適用外となる場合有）

□木造（在来軸組工法又は伝統工法）

□上記の住宅を所有している方

□耐震診断の判定値が1.0未満で、判定値を1.0以上に耐震改修工事

□耐震改修の工事等に着手していない

税優遇（耐震改修促進税）

+ a 耐震改修でお得な制度

- その1** 固定資産税が半額（1年間）
- 要件
- 耐震改修工事費用が50万円超（税込）
 - 判定値を1.0以上に耐震改修工事を実施
 - 昭和57年1月1日以前から存在する住宅
 - 工事完了後3ヶ月以内に、市町村税務課に証明書などの必要書類を添付して申告している方

- その2** 所得税から最大25万円控除
- 控除額 = (国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費相当額 - 補助金額) × 10%
- 要件
- 昭和56年5月31日以前に着工
 - 自ら居住する住宅であること
 - 耐震診断の判定値が1.0未満で、判定値を1.0以上に耐震改修工事を実施
 - 住宅耐震改修証明書などの必要書類を添付して各税務署で確定申告を行う方

地震保険の割引

- 保険料の10%引き
- 要件
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物
 - 地方公共団体による耐震診断または耐震改修の結果、現行耐震基準を満たすと判断された建物および収容家財

耐震改修と合わせてリフォーム工事をするのが効率的です！

耐震改修工事は、壁を剥いだりして筋交いを設置するので、水周り工事やバリアフリー工事、断熱工事などを合わせてするのが効率的です。住まいるダイヤルを利用すれば、無料で相談を受けられます！見積をチェックしてもらえ制度もあります。

住まいるダイヤル Tel 0570-016-100 10時～17時 土日祝日年末年始除く
(公益財団法人住宅リフォーム・紛争支援センター)